

退職後1年間の大まかな step ※居住区・状況によるところあり※

	職場	配偶者職場	役所・税務署	ハロワ	国保・国民年金	開業	
5月	退職/旧保険証返却	保健証発行(扶養に入る) 扶養に入ること国保・年金免除。		退職証明提出(失業保険の申請)	払いなし	退職前にクレカ発行(就業中の方が審査が通りやすいため)	2号認定(会社員)→3号認定(被扶養者)へ変更
6月	税関係の証明書などを受領。			来所指定日(失業保険の申請)	払いなし	PC購入。(開業に関わるものをExcelで作成。10万以上なら固定資産に計上、その他のペン、ノートなどの10万未満のものは開業前に限り、開業費に計上。レシート、Webの領収書など捨てないように注意)	3号
7月	これまで提出してきた確定拠出根金の残高をidecoに移行の手続き。これをしないと手数料をとられて自動で希望しないところへ移管されてしまう。			来所指定日(失業保険の申請)	払いなし	ideco開設。口座を開設し自動でひきおとしされる仕組み。	3号
8月		保険証失効証明書を受領/保険証返却(失業保険が受給開始されたので、一旦扶養から外れる手続きをする)	配偶者職場から保険証執行証明書をもらい、役所に提出	来所指定日(失業保険受給開始)	扶養から外れたので、納付書タイプの国保・国民年金の納付書が自宅に届く。(払い開始)	idecoでも1号認定へ変更。忘れると引き落としが停止される。	3号認定→1号認定(自営業)へ変更
9月				来所指定日(2回目)	払いあり		1号
10月				来所指定日(3回目)	払いあり		1号
11月				来所指定日(4回目)	払いあり		1号
12月		保険証発行の申請、種類は何か必要かは配偶者職場に確認	役所に保険証の失効を申請、国保についても免除のための書類を書く	来所指定日(最終)	払いあり。いつまで払うかなどは保険証の発行日による。国保は役所へ、年金は年金局に確認する。	idecoでも3号認定へ変更。	失業保険の受給が終了したので、1号認定→3号認定(被扶養者)へ変更
1月					国民年金は払いなし 国保は今年度分は全部払い、後ほど還付を受けられるので、来年度還付するための書類を送ると回答あり。(人によるので要確認)		3号
2月			税務署で源泉徴収の確定申告。調整により後日還付あり。		国民年金は払いなし	2月末税務署で開業届提出。 ・会計ソフトfreee登録 ・WordPress(SWELL)購入 ・サーバー(wing)購入 ・ビジネス用の銀行口座開設	3号
3月					国民年金は払いなし	1月から12月の分を2月に確定申告するので、年ごとに帳簿をつける(年度ごとに帳簿をつけない)	3号
4月					払いなし	メールアドレスのドメイン(@以降)購入(フリーアドレスよりも信頼UP)	3号
なんとかしなければいけないこと・ポイント	確定拠出年金 源泉徴収の確定申告	保険証の手続き(3回)	保険証の手続き 確定申告	指定来所日は絶対。来所しないと受給に関わる(結構シビア)転職活動の記録記載必須(雇用保険ありの会社を多々勧められる)	国保は役所 年金は管轄の年金局(送られてきた封筒に連絡先記載あり)納付書は郵便局へ行かなくても、楽天payなどで払込可能	開業のためにやること クレカ発行 開業に関わる資産、費用の帳簿を都度つけておく(レシートなどの保存含む) 確定拠出年金の対応(自分で決めること多いのでネットを参考) 開業届提出(簡単) 会計ソフト購入(年額) wordpress購入(買い切り) サーバー購入(年額) ・銀行口座開設(預金10万から開始、仕事用とプライベート用分別) 確定申告は開業前だったので、来年に持ち越し(有限) メールアドレスのドメイン購入	